

事務連絡
平成 24 年 3 月 29 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省

大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

産業廃棄物課

地球環境局 地球温暖化対策課

廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針の追加及び
マニュアル送付について（お知らせ）

日ごろより、廃棄物・リサイクル対策及び地球温暖化対策の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）第 20 条の 5 及び 6 において、事業者に対して「①事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等」及び「②日常生活における排出抑制への寄与」という 2 つの努力義務を定めています。また、同法第 21 条において、これら 2 つの努力義務について、「事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（温室効果ガス排出抑制等指針）を公表する」ものとされています。

これらを受けて、今般、廃棄物処理部門における指針が追加され、平成 24 年 2 月 9 日に、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づく排出抑制等指針を改正する告示が公布されました（別添参照）。

また、指針の改正に伴い、廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアルを作成いたしましたので、送付いたします。

本指針の対象者は、廃棄物の収集、運搬を業として行う者（廃棄物収集運搬業者）、廃棄物の処分を業として行う者（廃棄物処分業者）、廃棄物を自ら処理する者、市町村です。なお、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を通じた二酸化炭素排出量の目安は、一般廃棄物焼却施設のみに対して適用されます。

都道府県・政令市におかれましては、貴都道府県内市町村及び関係事業者等に周知いただきますようお願いいたします。また、市町村及び関係事業者等におかれましては、本指針を踏まえ貴施設における地球温暖化対策を推進いただくとともに、その具体的な実施に当たってはマニュアルを御活用いただきますようお願いいたします。

<連絡先>

環境省

地球環境局 地球温暖化対策課

（担当）杉本、福井

（電話）03-3581-3351（内線）6759、6729

（メール）ryuzo_sugimoto@env.go.jp

kazuki_fukui@env.go.jp